

三豊市告示第166号

三豊市事業者等応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、中小企業者等の経営を支援するため、令和元年以前から事業により収入を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者に対する臨時的な措置として実施する三豊市事業者等応援給付金事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「給付金」とは、この告示に基づき三豊市事業者等応援給付金として三豊市（以下「市」という。）が支給する給付金をいう。

2 この告示において「事業所」とは、法人又は自ら事業を行う個人（農林漁業者を含む。以下「個人事業主」という。）が物の生産、販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業主の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいい、契約による役務の提供等により収入を得る個人事業主で特定の勤務場所のないもの等にあつては、事業活動の場として市長が認める場所をいう。

3 この告示において「市内事業者等」とは、法人及び個人事業主で、給付金の申請をする日において市内に事業所を有するものをいう。

4 前3項に定めるもののほか、この告示において使用する用語の意義及びその読替は、持続化給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）により国が中小・小規模事業者等に対して給付する給付金をいう。以下「持続化給付金」という。）の給付のため中小企業庁が定めた持続化給付金給付規程（中小法人等向け）及び持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）その他持続化給付金に係る申請要領等の例によるものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 直前の事業年度の事業収入が100万円以上あり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同年6月までの事業収入のうち、いずれかの月の事業収入が前年同月比で30%以上かつ10万円以上減少してい

る者

(2) 市の区域内に事業所又は店舗を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに市内事業者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

(2) 宗教上の組織又は団体

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と判断する者

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、直前の事業年度の事業収入から、令和2年3月から同年6月までの間で、1箇月当たりの収入金額が直前の事業年度同月比30%以上かつ10万円以上減少している月のうち（収入が無かった月は除く。）、最も収入金額が減少した月（以下「対象月」という。）の収入金額に12を乗じた額を減じた額とし、その限度額は次のとおりとする。

(1) 従業者数が20人以上の法人 50万円

(2) 従業者数が10人以上20人未満の法人 40万円

(3) 従業者数が10人未満の法人 30万円

(4) 個人事業主 20万円

（支給の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者等応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度における事業収入が確認できる確定申告書の写し

(2) 対象月の事業収入が確認できる帳簿等

(3) 市の区域内に事業所又は店舗があることが確認できる書類

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) 法人の場合は、従業者数が確認できる書類及び法人名義（又は代表者名義）の預貯金通帳の写し

(6) 個人事業主の場合は、申請者名義の預貯金通帳及び本人確認書類（運転免許証等）の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 給付金の申請は、1支給対象者当たり1回限りとする。この場合において、当該申請者が市の区域内に複数の事業所等を有する場合も、同様とする。

3 申請期限は、令和2年7月31日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該申請者の指定した者であると認められる者

(2) 法定代理人

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、公的身分証明書の提示により当該代理人本人であることを証明しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、事業者等応援給付金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定による給付金の交付決定を受けたときは、速やかに事業者等応援給付金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、当該給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の概要について、広報その他の方法により事業者へ周知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第3項の申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、支

給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第 1 1 条 市長は、給付金の支給を受けた後に第 3 条第 1 項第 1 号に規定する支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 2 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 1 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。